

福岡県行政書士会くるめ支部ホームページ

バナー広告掲載規程

第1条（目的）

本規程は、福岡県行政書士会くるめ支部（以下「当支部」という。）の運営するウェブサイト（以下「本サイト」という。）におけるバナー広告の掲載に関し、取扱いの基準・手続・料金その他必要事項を定める。

第2条（掲載対象）

広告主の業種・属性等については原則として制限を設けない。ただし、法令または公序良俗に反するもの、第三者の権利を侵害するもの、虚偽・誇大表示に該当し得るもの及び反社会的勢力に関与するもの等の他、バナー広告掲載要領に則り当支部が不適当と判断するものについては掲載しない。

第3条（広告の種類）

本サイトで取り扱う広告は、バナー広告（画像＋リンク）とする。

第4条（枠数・掲載場所）

1. 広告枠数、掲載場所は別に定める「広告仕様書」のとおりとする。
2. 広告の掲載位置は指定できない。
3. 同一ページに同一広告主が複数の広告を掲出することはできない。

第5条（申込み）

1. 広告掲載を希望する者は、当支部所定の申込手続により申込み。
2. 申込みにあたり、広告主は広告データ、リンク先 URL、広告主情報、請求先情報等を提出する。

第6条（取扱事業者）

1. 当支部は、募集のとりまとめ、申込受付、素材受領、掲載作業、請求・入金管理等の事務を、はねオンライン株式会社（以下「取扱事業者」という。）へ依頼することができる。
2. 広告主は、取扱事業者からの連絡・案内・請求に協力し、所定の方法で対応する。

第7条（審査）

1. 当支部は、広告主から提供された情報等の内容について確認（審査）を行う。
2. 審査の結果、当支部が不適当と判断した場合は掲載を認めない。また掲載開始後であっても、広告主に第2

条ただし書きに抵触する事象が発生した場合も掲載を停止・削除できる。

第 8 条（広告仕様）

1. バナーサイズ、ファイル形式、容量等は「広告仕様書」に従う。
2. 規格外データは原則受理しない（やむを得ず受理する場合は加工・差戻し等を行う）。
3. 画像作成支援を行う場合の費用等は別途協議する。

第 9 条（掲載料・支払）

1. 掲載料は「広告仕様書」に定める月額料金（税別）とする。
2. 支払方法、支払期限、遅延時の取扱いは、広告掲載契約書および請求書記載のとおりとする。
3. 途中解約・掲載停止時の精算（返金の有無・日割り可否）は、広告掲載契約書で定める。

第 10 条（掲載期間・更新・解約）

1. 掲載は契約日から 1 年単位を基本とし、契約に従い更新する。
2. 解約は、広告掲載契約書で定める期限までに申し出る。

第 11 条（差替え）

掲載内容の差替え希望がある場合は、広告主は所定の方法で差替えデータを提出し、当支部または取扱事業者が反映する。

第 12 条（責任の帰属）

1. 広告およびリンク先に関する一切の責任は広告主に帰属する。
2. 広告に起因する紛争・クレーム等は広告主の責任と費用で解決する。

第 13 条（免責）

当支部は、広告効果（閲覧数・クリック数等）を保証しない。保守・障害・不可抗力等により表示不能期間が生じても責任を負わない。（当支部の故意または重過失がある場合を除く）

第 14 条（規程の改廃）

本規程は、当支部の判断により改定または廃止できる。改定した場合は、本サイト等で周知する。

附則

本規程は、令和 8 年 1 月 2 7 日から施行する。

別紙1：広告仕様書

1. 広告枠数

- ・5 枠（常時掲載）

2. 広告掲載場所

- ・本サイト全ページの最下部（フッター）
- ・一般公開用のお知らせページのサイドバー

3. バナー広告の規格

- ・サイズ：縦120ピクセル × 幅450ピクセル
- ・形式：JPG / PNG / GIF
- ・容量：500KB以内

4. 掲載料金

- ・1 枠：年額60,000円（税別）＜月額5,000円（税別）＞

5. 注意事項

- ・同一ページに同一広告主が複数の広告を掲出することは不可
- ・掲載位置の指定は不可

別紙 2：バナー広告掲載要領

【資格要件】

- くるめ支部の広告募集ページに、「ホームページをお持ちの事業所・企業・自営業等の支部会員の皆さん」と記載しているため、掲載主は久留米市・うきは市周辺などに主たる拠点がある事業者が望ましい。
- 行政書士会のホームページであるため、「公的・中立的」であることを前提とし、広告もその品位・信頼性を損なわないものであること。
- 掲載主やその掲載ページのリンク先等について反社会的勢力に該当しないこと。

【内容基準】

- 風俗関連、ギャンブル（公営等を除く運用も可）、暴力・違法薬物を助長するもの等は掲載しない。
 - 政治的、宗教的な主義主張を掲載するものは掲載しない。
 - 「多種のホームページを集合し、情報提供や紹介することを主たる目的とするホームページ（いわゆるポータルサイト）」は掲載しない。
 - 掲載主が自ら開設している事務所や自身の営業に関するホームページであること。
-
- 最終的には支部内での協議により判断する。